

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成 31 年 4 月 24 日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
 - ・請求書は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
 - ・請求期限は、平成 31 年 4 月 24 日（法律の施行日）から 5 年以内です。
- ※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧ください。

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320 万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

<広島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口>

電話番号 082-227-1040

受付時間 8:30~17:15（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

所在地 広島県広島市中区基町 10 番 52 号 広島県庁本館 5 階（子育て・少子化対策課）

○請求の受付は予約の方を優先します。手話通訳等配慮が必要な方は、予約時にお知らせください。なお、1 件あたり 60 分程度かかる見込みです。

○請求の受付は郵送でも可能です。請求書類を送付しますので、ご返送ください。

その他のお問い合わせ方法

【ファクシミリ】(082)502-3674

【電子(でんし)メール】fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp



<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575

受付時間 9:30~18:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



広島県

